

邑智郡総合事務組合 循環型社会形成推進地域計画

島根県 邑智郡総合事務組合
川本町、美郷町、邑南町

策 定 令和元年 12 月 10 日
変 更 令和 2 年 11 月 26 日
令和 4 年 12 月 16 日

目 次

| | |
|----------------------------|------|
| 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 | |
| (1) 対象地域 | 1 |
| (2) 計画期間 | 2 |
| (3) 基本的な方向 | 2 |
| (4) 広域化の検討状況 | 2 |
| 2 循環型社会形成推進のための現状と目標 | |
| (1) 生活排水処理の現状 | 3 |
| (2) 生活排水処理の目標 | 3 |
| 3 施策の内容 | |
| (1) 発生抑制、再使用の推進 | 4 |
| (2) 処理体制 | 5 |
| (3) 処理施設等の整備 | 5 |
| (4) 施設整備に関する計画支援事業 | 5 |
| (5) その他の施策 | 6 |
| 4 計画のフォローアップと事後評価 | |
| (1) 計画のフォローアップ | 6 |
| (2) 事後評価及び計画の見直し | 6 |
| 添付書類 | 7～15 |

邑智郡総合事務組合 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 邑智郡総合事務組合 (川本町、美郷町、邑南町)

面積 : 808.64 km²

人口 : 18,919人 (平成30年10月1日現在)

(内 訳)

| | 行政区域内人口 | 面積 |
|-------|----------|------------------------|
| 川 本 町 | 3,338 人 | 106.43 km ² |
| 美 郷 町 | 4,760 人 | 282.92 km ² |
| 邑 南 町 | 10,821 人 | 419.29 km ² |
| 合 計 | 18,919 人 | 808.64 km ² |

(資料)

・行政区域内人口 : 「住民基本台帳」H30.10.1

・面積 : 「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」H30.10.1国土地理院



(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和9年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には、計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

邑智郡総合事務組合（以下「本地域」という。）は、川本町、美郷町、邑南町の3町で構成されており、島根県の概ね中央に位置し、東西約37km、南北約36km、総面積808.64km²を有する地域である。

邑智郡総合事務組合の管内は、南側（広島県との県境）に1,000m級の豊山や阿佐山といった中国山地の背梁が控え、その前山地帯に盆地もしくは準平原の空間が飛び石状に分布している。また東部には江の川が北流し、美郷町粕淵で転じ、江津市にむけて西流している。江の川沿岸は、谷底平野や河岸段丘、丘陵山地が織りなす山水の風景回廊が形成されている。

本地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、組合構成町が独自で処理している集排汚泥を除き、邑智郡総合事務組合のし尿処理施設「志谷苑」で処理している。

志谷苑は現在、施設の運転管理によって適正処理を維持しているが、稼働後22年を経過し、稼働当初からの設備、装置においては老朽化が進行している状況である。

また、平成30年7月の豪雨災害において、施設の一部が浸水する等の被害に見舞われ、施設の強靱化についても検討課題である。

これらのことから、本計画期間内にし尿処理施設の長寿命化計画を策定するとともに、収集されるし尿・浄化槽汚泥を将来にわたって適正かつ安定的に処理するため、既存施設に対し基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化・強靱化と温室効果ガス排出量の削減を目指す。

(4) 広域化・施設の集約化の検討状況

邑智郡総合事務組合では、川本町、美郷町、邑南町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の共同処理を行っている。今後、周辺自治体との更なる広域処理について検討していくものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 生活排水処理の現状

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図1とおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で18,919人であり、汚水衛生処理人口（平成30年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は14,814人、汚水衛生処理率は78.3%である。

し尿発生量は2,008k1/年、浄化槽汚泥発生量は8,582k1/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は10,590k1/年である。

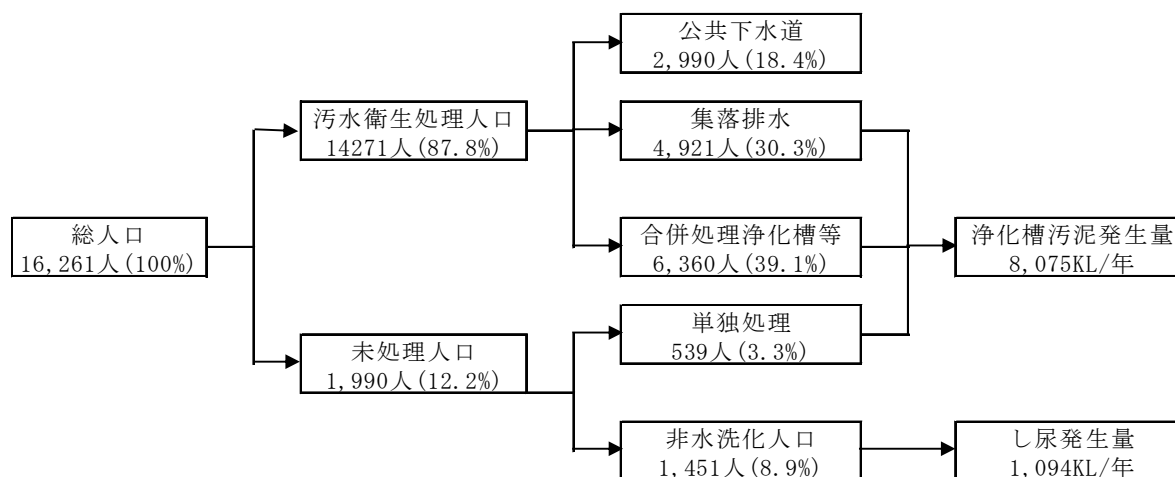
図1 生活排水の処理状況フロー（平成30年度）

(2) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表1に掲げる目標のとおり、組合を構成する各町において合併浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表1 生活排水処理に関する現状と目標

| 区分 | 項目 | 平成30年度実績 | 令和9年度目標 |
|---------|----------|----------------|----------------|
| 収集処理別人口 | 公共下水道 | 3,238人 (17.1%) | 2,990人 (18.4%) |
| | 集落排水施設等 | 5,333人 (28.2%) | 4,921人 (30.3%) |
| | 合併処理浄化槽等 | 6,243人 (33.0%) | 6,360人 (39.1%) |
| | 未処理人口 | 4,105人 (21.7%) | 1,990人 (12.2%) |
| | 合計 | 18,919人 | 16,261人 |
| し尿・汚泥の量 | 汲み取りし尿量 | 2,008キロリットル | 1,094キロリットル |
| | 浄化槽汚泥量 | 8,582キロリットル | 8,075キロリットル |
| | 合計 | 10,590キロリットル | 9,169キロリットル |



3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 生活排水対策

◆家庭の取組推進

川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送る情報について、広報やチラシ等により広く提供する。

また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、本組合構成町の担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとする。

◆水洗化の普及・啓発

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では未接続の家庭等に対し、早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

◆浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽の機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠である。そのため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、覚書等を交わして徹底する。また、清掃事業者、保守・点検事業者に対しては、適正な管理について指導するとともに、住民への説明等も行うよう協力要請する。

◆住民に対する啓発

浄化槽は、定期的に清掃時に汚泥を引き抜くことが必要である。汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第6項の規定により行うこととされている。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていくものとする。具体的な啓発は、本組合構成町が行うとし、本組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

◆清掃業者への指導

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、無意味な浄化槽汚泥量の排出を抑制するものとする。具体的な指導は、本組合構成町が行うとし、本組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

◆脱水汚泥の有効利用

現在、本組合のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者に引き渡したうえでセメント原料として有効利用されている。

よって、今後とも外部搬出による民間委託処理を継続していくものとする。

(2) 処理体制

ア 生活排水処理体制の現状と今後

本組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降 22 年が経過しており、今後、安定した適正処理を行っていくためには、施設の再整備が必要となる。そのため、計画的な検討を行っていくものとする。

具体的な手法は、施設の長寿命化を図ることを基本とし、現設備の老朽化状況等を踏まえて事業方式を選定していくものとする。

なお、本施策については、本計画期間内に長寿命化計画を策定するとともに、既存施設に対して基幹的設備改良工事を実施する。

イ 今後の処理体制の要点

し尿・浄化槽汚泥の処理については、既存し尿処理施設での処理を継続していくこととし、既存施設に対して基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化と強靱化、さらに温室効果ガス排出量の削減を図る。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記 (2) の処理体制で処理を行うため、表 2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 2 整備する処理施設

| 事業番号 | 整備施設種類 施設名 | 事業名 | 処理能力 | 施設予定地 | 事業期間 | 国土強靱化 |
|------|---------------|---------------------|--------|----------------------------|-------|-------|
| 1 | し尿処理施設 志谷苑 | し尿処理施設 基幹的設備改良事業 | 43kL/日 | 島根県邑智郡川本町 大字因原 701 番地 1 | R7~R8 | — |

整備理由

事業番号 1：既存施設に対し基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化・強靱化と温室効果ガス排出量の削減を目指す。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3 実施する計画支援事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 事業期間 |
|------|------------------------------------|----------------|-------|
| 21 | し尿処理施設基幹的設備改良事業に係る調査・設計等業務（事業番号 1） | 基本設計、発注仕様書等の作成 | R6~R6 |

(5) その他の施策

ア 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時には、各市町の「地域防災計画」並びに邑智郡総合事務組合が策定した「災害廃棄物処理計画」に従い、処理体制等の整備を行う。なお、管内での処理が困難となる場合も想定し、廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、計画の進捗状況を勘案し、国及び島根県と意見交換をしつつ計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類

(添付資料 1)

現有施設の概要

(添付資料 2)

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
(目標値の設定に関するグラフ)

(添付資料 3)

国土交通省ハザードマップ
川本町ハザードマップ

○様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

○様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

○参考資料様式 6 施設概要 (し尿処理施設系)

○参考資料様式 8 計画支援概要

(添付資料1) 現有施設の概要

| | |
|--------|-----------------------------|
| 施設別 | し尿処理施設 |
| 施設名 | 志谷苑 |
| 設置主体 | 邑智郡総合事務組合 |
| 所在地 | 島根県邑智郡川本町大字因原701番地1 |
| 処理方式 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理 |
| 施設規模 | 43kL/日 |
| 供用開始年月 | H9.4 |
| 処理対象 | し尿(24kL/日) 浄化槽汚泥(19kL/日) |
| 対象地域 | 川本町、美郷町、邑南町 |

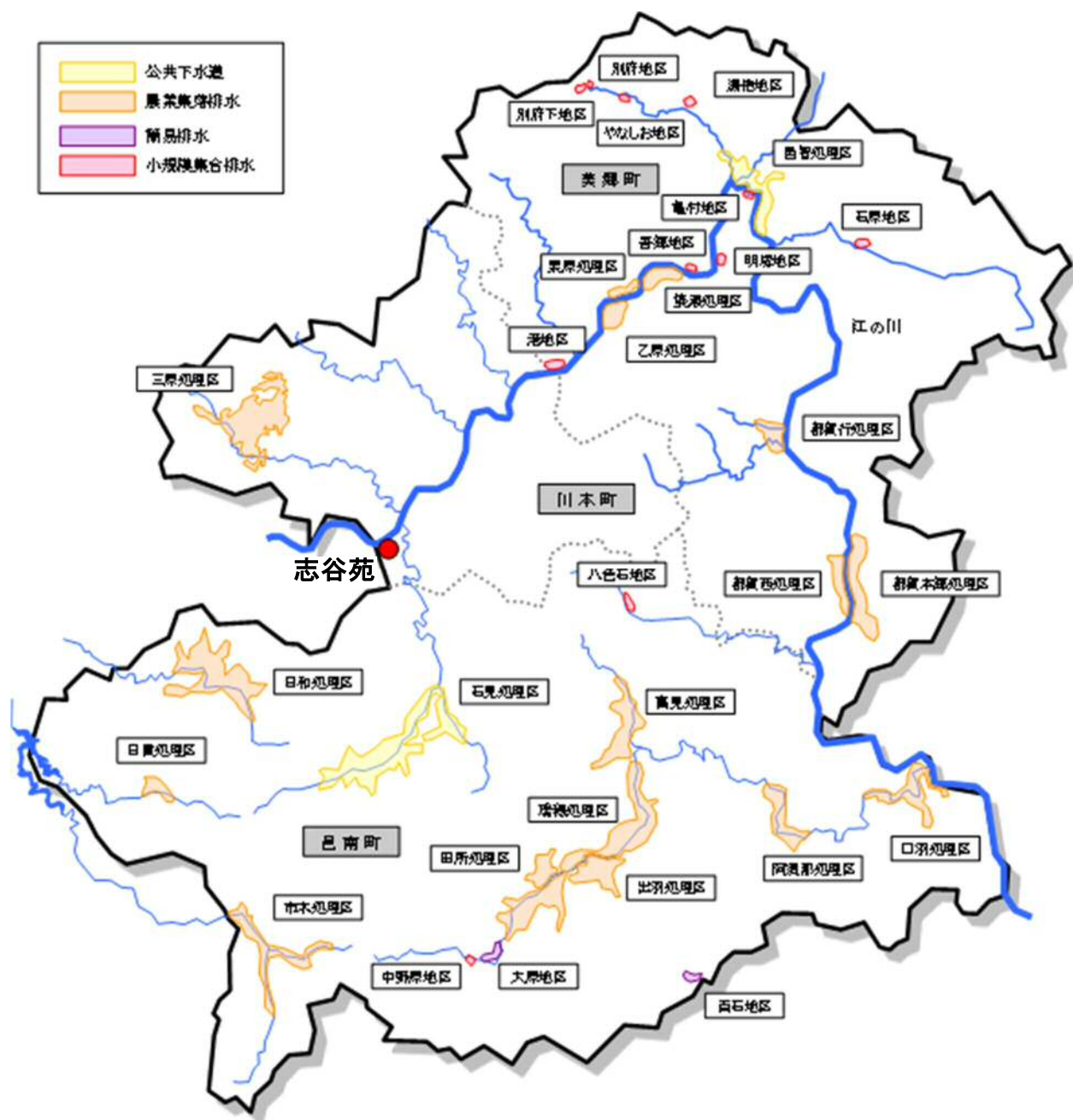
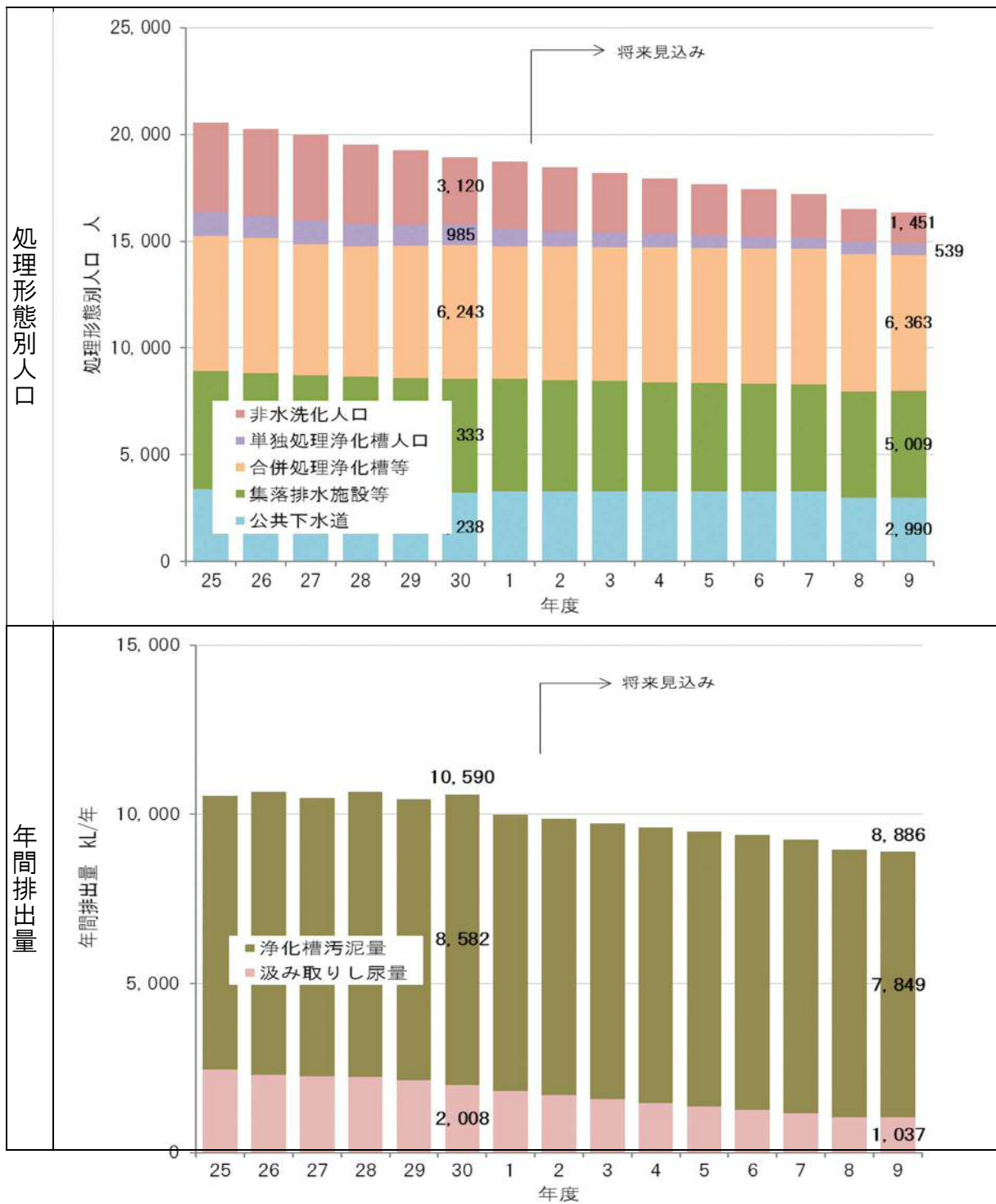


図2 施設位置と生活排水処理区域図

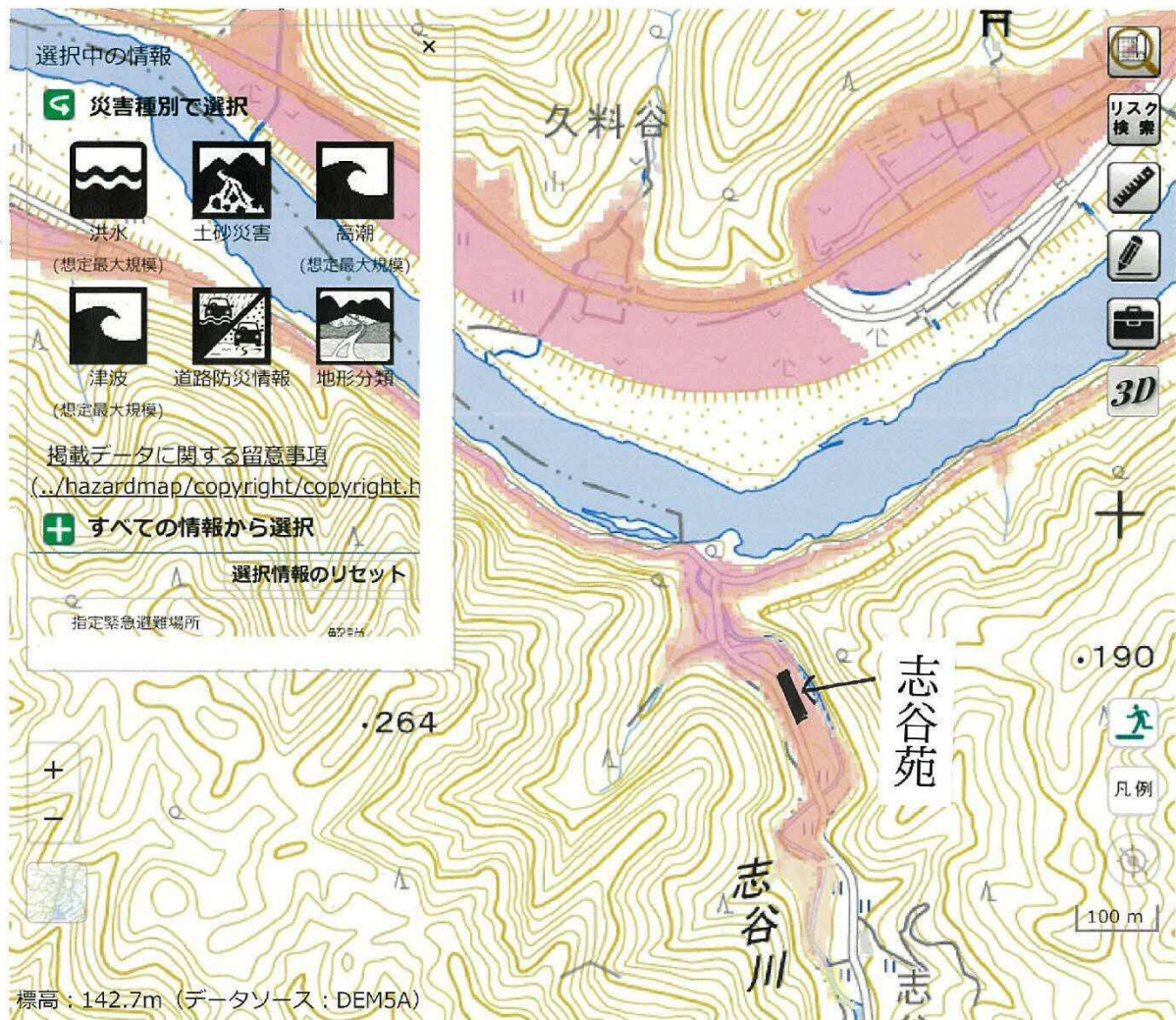
(添付資料2) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ (目標値の設定に関するグラフ)



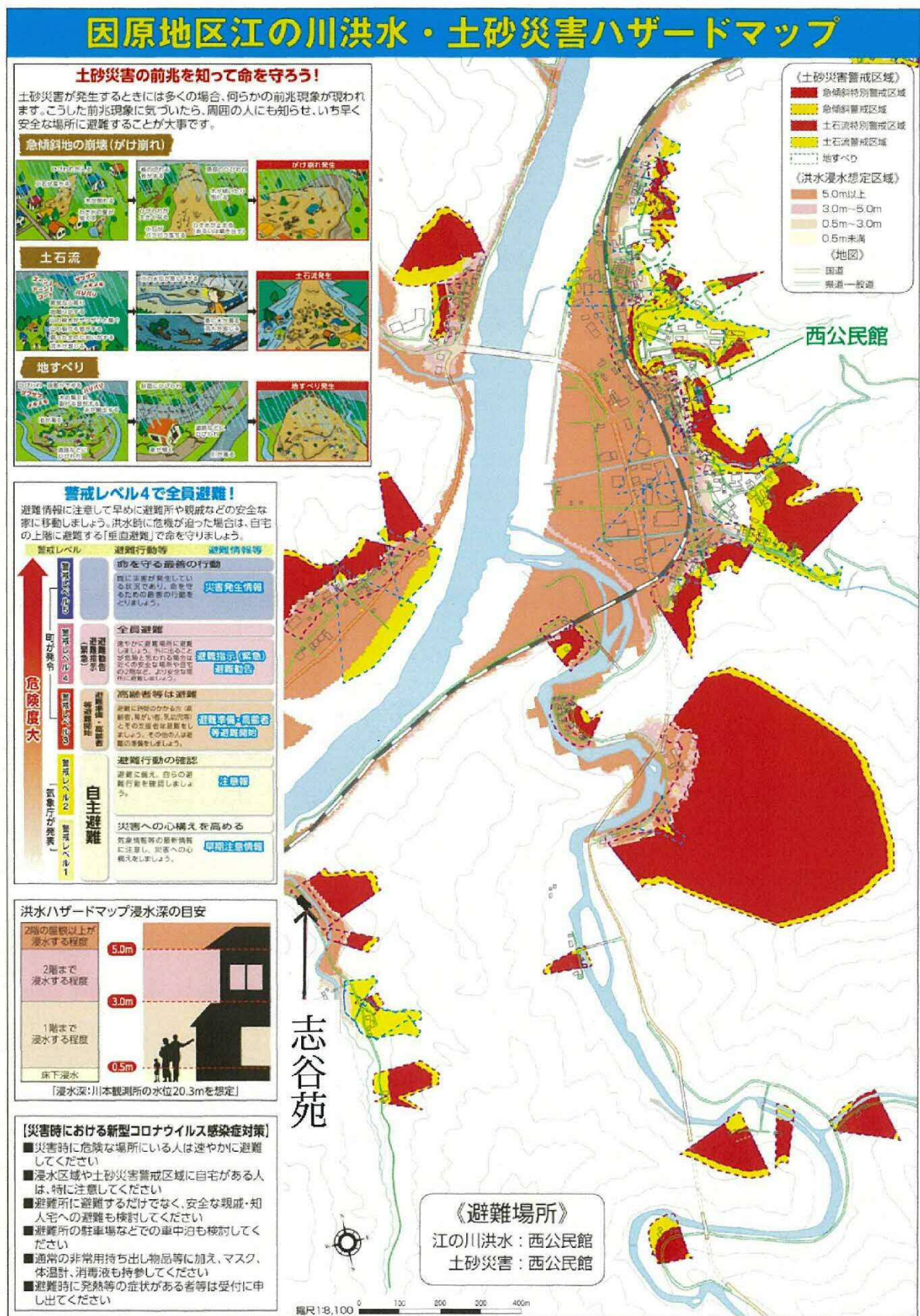
(添付資料3) ハザードマップ

国土交通省ハザードマップ(鳥根県邑智郡川本町)

災害リスク情報 表示中の情報



川本町ハザードマップ(島根県邑智郡川本町)



この図解は、国土院の委託を受けて、国土院(2017)027、029、030の図解を改訂し、追加したものである。作成日付:平成30年4月30日。この図解は国土院の委託を受けて作成したものである。国土院委託:平成30年2月(図解更新)委託書第4331号

1 地域の概要

| | | | | | |
|---------------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------|------------------|------------------------|
| (1)地域名 | 邑智郡総合事務組合 | (2)地域内人口 | 18,919 人 | (3)地域面積 | 808.64 km ² |
| (4)構成市町村等名 | 川本町、美郷町、邑南町、邑智郡総合事務組合 | (5)地域の要件 | 人口(画) 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 | | |
| (6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 | | | | | |
| ①組合を構成する市町村： | | 邑智郡総合事務組合： 川本町、美郷町、邑南町 | | ②設立年月日： 平成6年4月1日 | |
| ③設立されていない場合、今後の見通し： | | | | | |

2. 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

| 施設種別 | 施設名 | 事業主体 | 型式及び処理方式 | 処理能力 (単位) | 竣工年月 | 廃止又は休止(予定)年月 | 解体(予定)年月 | 想定される浸水深と対策 | 備考 |
|-------|---------------|-----------|----------------|--------------|-------|--------------|----------|-------------------|----|
| し尿処理場 | し尿処理施設 志谷苑 | 邑智郡総合事務組合 | 膜分離後負荷脱窒素+高度処理 | 43kl/日 | H9. 4 | | | 5~10m 排水ポンプの設置 | |

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

| 施設種別 | 施設名 | 事業主体 | 型式及び処理方式 | 処理能力 (単位) | 竣工予定年月 | 更新(改良)・新設理由 | 焼却施設解体の有無(解体施設の名称) | 想定される浸水深と対策 | 備考 |
|-------|---------------|-----------|----------------|--------------|--------|---|--------------------|--|----|
| し尿処理場 | し尿処理施設 志谷苑 | 邑智郡総合事務組合 | 膜分離後負荷脱窒素+高度処理 | 43kl/日 | H9. 4 | 施設の延命及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的整備改良 | | 5~10m 排水ポンプの能力増大、止水板の設置、電気制御盤の設置位置変更等 | |

3 生活排水処理の現状と目標

| 指標・単位 | 過去の状況 現状 | | | | | | 目標 | |
|----------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和9年度 | |
| 総人口 | 20,546 | 20,258 | 19,981 | 19,531 | 19,278 | 18,919 | 16,261 | |
| 公共下水道 | 汚水衛生処理人口 | 3,379 | 3,295 | 3,293 | 3,293 | 3,258 | 3,238 | 2,990 |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 16.4% | 16.3% | 16.5% | 16.9% | 16.9% | 17.1% | 18.4% |
| 集落排水施設等 | 汚水衛生処理人口 | 5,532 | 5,540 | 5,440 | 5,381 | 5,322 | 5,333 | 4,921 |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 26.9% | 27.3% | 27.2% | 27.6% | 27.6% | 28.2% | 30.3% |
| 合併処理浄化槽等 | 汚水衛生処理人口 | 6,341 | 6,307 | 6,135 | 6,067 | 6,213 | 6,243 | 6,360 |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 30.9% | 31.1% | 30.7% | 31.1% | 32.2% | 33.0% | 39.1% |
| 未処理人口 | 汚水衛生未処理人口 | 5,294 | 5,116 | 5,113 | 4,790 | 4,485 | 4,105 | 1,990 |

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 島根県

| | |
|------------------|--|
| (1) 事業主体名 | 邑智郡総合事務組合 |
| (2) 施設名称 | 志谷苑 |
| (3) 工期 | 令和7年度～令和8年度 (全体：令和2年度～令和8年度) |
| (4) 施設規模 | 処理能力43kL/日 |
| (5) 形式及び処理方式 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 |
| (6) 地域計画内の役割 | 既存施設に対し基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化・強靱化と温室効果ガス排出量の削減を目指す。 |
| (7) 廃棄物処理施設解体の有無 | 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> |

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

| | |
|---------------|---|
| (8) 資源化の方法 | — |
| (9) 資源化物の利用計画 | — |

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

| | |
|-----------------|--|
| (10) 計画処理人口及び面積 | 人口 — 人 |
| (11) 計画地域の性格 | 面積 — m ² |
| (12) 総事業計画額 | 757,527千円（全体766,239千円） うち、交付対象事業費 718,824千円（全体727,536千円） （二酸化炭素排出量の削減率 5%） |

計 画 支 援 概 要

都道府県名 島根県

| | |
|------------|---|
| (1) 事業主体名 | 邑智郡総合事務組合 |
| (2) 事業目的 | し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施するための設計・発注支援 |
| (3) 事業名称 | し尿処理施設基幹的設備改良事業に係る基本設計及び発注支援業務 (事業番号 1) |
| (4) 事業期間 | 令和 6 年度～令和 6 年度 |
| (5) 事業概要 | 基本設計、発注支援業務 |
| (6) 総事業計画額 | 8, 7 1 2 千円(全体 : 8, 712 千円) うち、交付金対象事業費 8, 712 千円 (全体 : 8, 712 千円) |